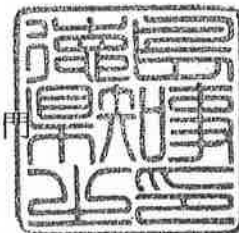


監第 153 号  
平成 28 年 9 月 26 日

徳島県個人情報保護審査会  
会長 大道 晋 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉 甲



個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い徳島県個人情報保護条例の  
規定を整備することについて（諮問）

このことについて、徳島県個人情報保護条例第 50 条第 2 項の規定に基づき、貴審査会  
の意見を求めます。

1 諮問の趣旨

平成 27 年 9 月 9 日に個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）が一部改正され、また、平成 28 年 5 月 27 日に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）が一部改正されたこと等に伴い、徳島県個人情報保護条例に規定する個人情報の定義、事業者に係る条項等を整備する必要があると考えますので、貴審査会の意見をお聴きするものです。

2 諮問する事項

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い徳島県個人情報保護条例の規定を整備することについて

## 徳島県個人情報保護条例の改正について

### 国の個人情報保護制度の改正について

#### 1 個人情報保護法の改正（H27.9.9公布、2年以内に施行）

- ① 取り扱う個人情報に5,000人分以下の事業者に対しても法を適用
- ② 個人情報の定義の明確化（音声、動作など身体的特徴、個人識別符号等）
- ③ 要配慮個人情報（センシティブ情報）に関する規定の整備
- ④ 「匿名加工情報」に関する加工方法や取扱い等の規定の整備 など

#### 2 行政機関個人情報保護法の改正（H28.5.27公布、1年6ヶ月以内に施行）

- ① 個人情報の定義の明確化（音声、動作など身体的特徴、個人識別符号等）
- ② 要配慮個人情報（センシティブ情報）に関する規定の整備
- ③ 「非識別加工情報」に関する加工方法や取扱い等の規定の整備 など

### 県の個人情報保護条例の見直しについて

#### 1 主な検討項目

- ① 法が適用されない小規模事業者に関する規定の見直し  
（事業者の一般的責務、県出資法人、知事の指導監督など）  
関係条例等【条例第45条から第49条まで】
- ② 個人情報の定義の見直し  
関係条例等【条例第2条第2号、解釈運用基準第2条第2号関係】
- ③ 要配慮個人情報（センシティブ情報）の規定の見直し  
関係条例等【条例第6条第3項、解釈運用基準第6条第3項関係】
- ④ 「非識別加工情報」に関する加工方法や取扱い等の規定の整備  
関係条例等【新規】

など

#### 2 今後のスケジュール（案）

- ① 小規模事業者に関する規定等について、先行して検討
- ② 民間の「匿名加工情報」、国の「非識別加工情報」に関する加工方法等の詳細は、国の「個人情報保護委員会」が一元的に規則で定めることとなっており、現在、委員会において慎重な検討がなされていることから、規則等が定められた後に検討開始